

法 務 大 臣 殿  
福岡入国管理局長 殿

2019年3月5日

### 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内  
共同代表 井上幸雄（福岡市・アジアに生きる会・ふくおか）  
岩本光弘（北九州・外国人実習生権利ネットワーク）  
コース・マルセル（福岡市・美野島司牧センター）  
中島眞一郎（熊本市・コムスタカ-外国人と共に生きる会）

## 要 請 書

### 1 日本語学校留学生について

①日本語学校に対して以下のことを指導してください。

- ・送出し機関による日本での就労制限（原則週 28 時間以内）の説明義務と当該外国人の説明受領確認の徹底
- ・「日本語教育機関の告示基準」の遵守
- ・本人の意思を無視し、強制帰国させることの禁止

②福岡入管に、日本語学校留学生専用の相談窓口を設置してください。

③福岡入管は、送出し機関、あるいは日本語学校による事実と異なる説明により入国した留学生がいる場合、不利益を当該留学生にだけに負わせることがないように、留学生の在留資格の更新等について一定期間保護的な対応を取ってください。

④日本語学校による留学生のパスポート取り上げ、本人の意思を無視した強制帰国等の人権侵害を疑う情報に接したら、貴庁は速やかに事案を調査してください。その結果人権侵害が確認されたら、告示基準に基づき日本語学校に対して対処してください。

### 2 個人識別情報の提供の義務化について

①外国人（特別永住者や 16 歳未満などを除く）を対象として、指紋情報など個人識別情報の提供を義務として求めることは、外国人を管理・監視の対象とするもので、外国人を差別し、基本的人権を侵害するものであり、すみやかに廃止してください。それに向けた段階的な対応として、まず永住者への適用を除外してください。

②提供された個人識別情報をプライバシーとして保護し、その目的外利用を許さず、その利用目的達成のための合理的な期間経過後はすみやかに消去してください。

### 3 「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格の更新や変更について

- ①同居中の日本人配偶者と離婚調停や離婚訴訟など係争中の外国人の在留資格（「日本人の配偶者等」）の更新・変更について、夫婦双方に婚姻継続の意思がない場合、外国籍の配偶者が、調停や訴訟の目処がつくまで、対等・公平に争えるように「日本人の配偶者等」の在留資格で「在留期間1年」の更新を認めてください。
- ②「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更申請に関して、在留特別許可や永住許可に関するガイドラインを公表しているように、ガイドラインを設けて公表してください。
- ③「定住者」あるいは「日本人の配偶者等」の在留資格を有して日本で暮らしている外国人が、その親の介護あるいは子どもの育児のため親を呼び寄せたい場合、現状では、高齢であることや、その地で誰も扶養する者がいない等厳しい要件の下で「特定活動」での入国が認められていますが、その要件を満たさない場合には、親族訪問として「短期滞在」の在留資格で呼び寄せるしか方法がありません。親の呼び寄せの場合、「短期滞在」あるいは「特定活動」ではなく、「定住者」の在留資格を付与し、長期的に滞在できるようにしてください。

#### 4 DV被害者及び人身取引の被害者について

- ①改正DV防止法の立法趣旨に沿って、外国籍のDV被害者に対して、その認定を積極的に行うこと、日本人配偶者と離婚成立前であれば「日本人の配偶者等」の在留資格の更新を、離婚後であれば「日本の配偶者等」から「定住者」への在留資格の変更を認め、在留資格が付与されること等、その保護を明確にしてください。
- ②在留資格のない外国籍の人身取引の被害者に対しては、刑事や民事上の加害者責任の追及を可能とするため、被害者に在留特別許可により就業可能な在留資格を付与するなど長期的な在留を可能とする被害者保護を行ってください。
- ③男性や旅券上では男性となっているセクシュアル・マイノリティの人身取引被害者を一時保護できる施設を設けるか、DV被害者と同様に全額公費援助で一時保護できるようにしてください。
- ④人身取引被害者には、性的搾取だけでなく労働搾取による被害者も含まれます。技能実習生の中には、送出し機関などに多額の保証金を支払わされ、違約金の契約を締結させられ、日本で働けば多額の貯金ができるとだまされて来日している人もいます。これらの技能実習生を人身取引被害者と認定し保護するようにしてください。

#### 5 外国人労働者の就労届出からの摘発の中止

事業主に義務付けられている外国人労働者の就労状況の公共職業安定所（ハローワーク）への届出情報は、外国人及び外国人労働者の個人情報です。この届出情報をもとにした入管の摘発は、個人情報の目的外利用であってプライバシーの侵害となります。事業主の外国人就労状況の届出情報をもとにした外国人の摘発を中止してください。

## 6 技能実習生制度の見直しについて

- ①□2017年11月施行の新制度下でも、「日本の優れた技術移転を通じての国際貢献」という理念と、安い労働力を求める日本の受け入れ側や高い賃金を求めて働きに来る技能実習生という技能実習制度の理念と実態の乖離は拡大してきています。技能実習制度を廃止し、実態にあわせ、外国人労働者に転職の自由が認められる「労働」の在留資格を設けてください。
- ②2017年11月施行の技能実習制度では、送出国と日本との間に政府間協定が締結されることになりましたが、送出国において、来日前に高額の斡旋・紹介料を支払われ、保証金や違約金契約を締結するケースが見られます。このような行為に関与した送出国機関に対して、在留資格認定申請を受け付けない等、技能実習生が借金を抱えて来日することのないようにしてください。
- ③昨年12月の臨時国会で明らかになったように失踪した技能実習生の中には、最低賃金未満で働かされていたり、酷い人権侵害を受けていた者が多く存在することが明らかになりました。このような技能実習生に対して、転籍先を見つけて実習が継続できるようにするか、その被害を補償できるようにするとともに、違反先の監理団体や実習実施機関に対して厳しい処分を求めます。
- ④監理団体や実習実施機関の「不正行為」や「法令違反による人権侵害」からの救済を求めている技能実習生が、その権利や損害の回復ができるまで日本に滞在できるように在留資格について配慮してください。また、在留中の滞在費(食費や宿泊費など)について、監理団体や実習実施機関に負担させるようにしてください。

## 7 入管法に関して

- ①各種届出義務違反に対する警察や検察への入管からの告発については、引き続き悪質な事案に限定してください。
- ②日本人等の配偶者として在留している外国人が、配偶者としての活動を6月以上怠った場合の在留資格の取消、あるいは中長期在留外国人が住居の移転の届出を90日以上怠った場合の在留資格の取消に関しては、取り消されない正当事由の具体例を含めて、その運用のガイドラインを公表し、恣意的な運用にならないようにしてください。
- ③日本人等の配偶者と離婚し、前配偶者との婚姻を理由とする在留期間が残っている期間中に新たに日本人等と再婚した外国人は、再婚したことを、前婚に基づく「日本人の配偶者等」の在留期間更新時に入管に届出ることになります。離婚についてはその2週間以内に届出が義務付けられていますが、再婚については届出の義務付けがされていません。これにより、離婚後に再婚していても「6月以上の配偶者としての活動を行っていない」とみなされ、取消の対象として調査や通知がなされるおそれがあります。このような事態にならないように、再婚した外国人が再婚した旨を入管に届出られるようにしてください。

④新たに規定された入管法 22 条の 4 の第 1 項の 5 号の在留資格の取り消しは、当該外国人  
が在留資格の活動を行わなくなった事情に十分配慮し、恣意的な運用にならないようにし  
てください。

8 入管行政への苦情窓口、外国人女性の長期収容者問題、人権救済のための職員の増員  
などについて

①出入国審査での入国審査官の対応や警備課職員の対応など入管職員の職務行為などに苦  
情がある場合、苦情を受け付ける窓口があることを外国人に周知徹底してください。

②福岡入管内の外国人女性で長期的な収容が必要なケースでは、東日本入国管理センター  
や大阪入管等の遠方の収容施設ではなく、福岡入管内で収容を継続するか、積極的に仮放  
免を認めるようにしてください。

③出入国在留管理庁が 2019 年 4 月より発足しますが、その中に外国人の人権を保障し多文  
化共生を進めていく「共生部」を設けて、多くの職員を配置してください。